

## 山梨市涼み処開放助成事業 Q & A

No.	質問	回答															
1	今回の助成対象となる「涼み処」とはどのような施設を指しますか。	<p>以下のすべてに当てはまる施設が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地縁団体（区、自治会、旧地区等）が所有または管理する施設</li> <li>②冷房設備が整っており、開放中に熱中症による健康被害を防ぐ環境が確保でき、防犯及び安全管理が徹底され、事故又はトラブルへの対応が可能である</li> <li>③地域住民の避暑場所として適切に開放する施設</li> <li>④施設が所在する地縁団体が光熱費等の費用を負担している施設</li> <li>⑤看板等により、当該施設が涼み処であって、開放の予定日時又は開放中であることが外部から容易にわかるように、周知が行われている施設</li> </ul>															
2	冷房設備はどのような機器を指しますか。	<p>エアコンを指します。 スポットクーラーや扇風機等は含まれません。</p>															
3	今回の助成の対象となる人はどのような人ですか。	<p>以下のすべてに当てはまる方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市内に所在する地縁団体の代表者</li> <li>②補助を受けようとする施設を涼み処として開放するにあたり、他の制度による補助等を受けていない</li> </ul>															
4	助成の対象となる期間はいつですか。	<p>令和8年7月1日から同年9月30日までの3カ月間で、<u>1日あたり午前9時から午後5時までの間に少なくとも4時間以上開放した日が対象</u>となります。</p>															
5	助成金額はいくらですか。	<p>涼み処として開放した期間に応じて助成します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1.</td> <td style="width: 70%;">5日以上10日未満</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>10日以上15日未満</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>15日以上20日未満</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>20日以上25日未満</td> <td style="text-align: right;">40,000円</td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>25日以上30日未満</td> <td style="text-align: right;">50,000円</td> </tr> </table>	1.	5日以上10日未満	10,000円	2.	10日以上15日未満	20,000円	3.	15日以上20日未満	30,000円	4.	20日以上25日未満	40,000円	5.	25日以上30日未満	50,000円
1.	5日以上10日未満	10,000円															
2.	10日以上15日未満	20,000円															
3.	15日以上20日未満	30,000円															
4.	20日以上25日未満	40,000円															
5.	25日以上30日未満	50,000円															

		6. 30日以上35日未満 60,000円 7. 35日以上40日未満 70,000円 8. 40日以上45日未満 80,000円 9. 45日以上50日未満 90,000円 10. 50日以上55日未満 100,000円 11. 55日以上60日未満 110,000円 12. 60日以上65日未満 120,000円 13. 65日以上70日未満 130,000円 14. 70日以上75日未満 140,000円 15. 75日以上80日未満 150,000円 16. 80日以上85日未満 160,000円 17. 85日以上90日未満 170,000円 18. 90日以上 180,000円
6	助成金の使用用途は決まっていますか。	主に、涼み処の開放に要する光熱水費等や、涼み処利用者の水分補給のための飲料水等に充てることを想定していません。
7	助成金を受けるにあたって、注意点はありますか。	(1) 涼み処として開放している間は、施設の入口などわかりやすい場所に「〇〇区涼み処」などと掲示し、事業を実施していることがわかるようにしてください。 (2) 事業終了後に交付申請いただく際、以下の書類が必要になるので、適宜記録・保管をお願いします。 ①事業実施実績表（開放日・開放時間・利用人数・責任者署名又は印） ②光熱費の請求書等の写し（令和8年度中の1カ月分・地縁団体が支出していることがわかるもの） ③写真3枚（施設出入口で開放が分かる看板等が写っているもの、施設全体を写したもの、涼み処とした室内と冷房設備を写したもの）
8	涼み処として開放するにあたって、気候条件はありますか。	気候条件は特にありません。
9	涼み処の開放日に地域の集まり等が行われている場合でも、開放日としてカウントできますか。	涼み処の開放日に地域の集まり等が行われている場合であっても、その集まりの参加者に限らず、涼み処の利用を目的とする人が利用できる状況であれば、開放日とします。ただし、他の補助・助成を受けている事業を実施する場合は、事業実施時間帯を除いて申請する必要があります。

10	涼み処として開放している間、人を常駐させる必要はありますか。	常駐していなくても構いません。 ただし、施設の使用中は、利用者の責任において防犯および安全管理を徹底し、適正な利用に努めてください。(利用中に生じた一切の事故やトラブル等について、市は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。)
11	複数の自治会で集会所等を共有している場合、複数の申請者から申請できますか。	一施設当たり一申請を基本としますので、複数の申請者から申請はできません。代表団体が申請を行ってください。
12	助成を受けるにあたって、どのような手続きが必要ですか。	<p>以下のとおり手続きをお願いします。 なお、事業実績として日ごとの開放時間や利用人数等を報告いただきますので、「事業実施実績表」(別紙)に記録をお願いします。</p> <p><b>(1) 7月15日(水)までに、以下の書類を提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業実施届出書</li> <li>②事業実施予定表(別紙)</li> </ul> <p><b>(2) 10月1日(木)～10月31日(金)までに、以下の書類を提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①助成金交付申請書</li> <li>②山梨市涼み処開放助成事業 事業実施実績表(別紙)</li> <li>③光熱費の請求書等の写し(令和8年度中の1カ月分・地縁団体が支出していることがわかるもの)</li> <li>④写真3枚(施設出入口で開放が分かる看板等が写っているもの、施設全体を写したもの、涼み処とした室内と冷房設備を写したもの)</li> </ul> <p><b>(3) 助成決定後、以下の書類を提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①助成金交付請求書</li> <li>②助成金の振り込みを希望する口座の通帳などの写し(カナ名義及び口座番号が確認できるもの)</li> </ul>
13	涼み処の情報は市からも情報発信されますか。	涼み処の開放を予定している施設について、ホームページや広報等で施設名・施設住所・開設予定日時を公表する予定です。
14	提出書類の電子データはどこで入手できますか。	<p>市ホームページに掲載しています。</p> <p>【市HP「山梨市涼み処開放助成事業」】  <a href="https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/soshiki/13/19681.html">https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/soshiki/13/19681.html</a></p> 